

# 土屋人間社長塾 OB 会 会則

## 第 1 章 総則

第 1 条 (名称) 本会は「土屋人間社長塾 OB 会」と称す。

第 2 条 (事務所) 本会は事務所を札幌市北区北 9 条西 3 丁目 7 番地、株式会社土屋ホームホールディングス内に置く。

第 3 条 (目的) 本会は土屋人間社長塾卒業生 (以下、会員とする) の学びの継続を通じ相互の親睦を図るとともに、土屋人間社長塾に貢献することを目的とする。

第 4 条 (事業) 本会は、第 3 条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- 1 土屋人間社長塾への貢献
- 2 会員の成長を図る学びの会の開催
- 3 親睦会、ゴルフ会、研修旅行の開催
- 4 ホームページ及び名簿の作成
- 5 その他、目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会員

第 5 条 (会員) 本会は、以下に定める者を会員とする。

- 1 土屋人間社長塾を卒業した者
- 2 1 に該当する者で本会に積極的に参加できる者

第 6 条 (入会) 会員として入会しようとする者は、土屋人間社長塾を卒業したのち、所定の入会申込みを行うものとする。

第 7 条 (会費) 本会は入会金を不要とする。

- 2 会員は、毎年、年会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、毎年、自動継続するものとする。

第 8 条 (退会) 本会を退会しようとする会員は、所定の退会届を提出するものとする。

- 2 本会は、会員が 2 年以上会費を納入しないときは、役員会の決議を経て退会したものとみなすことができるものとする。

第 9 条 (除名) 本会は、会員が次に定める各号に該当するときは、役員会の議決を経て当該会員を除名することができるものとする。

- 1 本会の会則、その他本会が定める諸規則に違反したとき
- 2 その他、役員会が除名することが妥当であると議決したとき

第10条（権利） 会員は、本会の主催、共催または後援する各種行事に参加することができる。

第11条（義務） 会員は、本会の会則、その他本会が定める諸規則及び総会の決定に従う。

第12条（会費の金額等） 会員は毎年、年会費 10,000 円を納入するものとする。

- 2 会費は毎年 4 月 1 日時点で会員登録している会員が納入するものとする。
- 3 年次途中で退会した会員には会費の返還はしないものとする。

第13条（弔意見舞金） 会員または一親等以内の親族が死亡した場合は、下記の弔意見舞金等を贈呈する。

- 1 香典 10,000 円弔慰見舞金として贈呈する
- 2 花輪もしくは生花を供する
- 3 会員は各期幹事に届け出ることにより弔意見舞金を受領するものとする

### 第3章 役員

第14条（役員の数） 本会に、次の各号に定める役員を置くものとする。

- 1 名 誉会長 （株式会社土屋ホームホールディングス会長 土屋公三）
- 2 名誉副会長 （株式会社土屋ホームホールディングス社長 土屋昌三）
- 3 会 長 1 名
- 4 副会長 若干名
- 5 幹事長 1 名
- 6 副幹事長 若干名
- 7 幹 事 若干名
- 8 会 計 1 名
- 9 監 査 1 名

第15条（役員の仕事） 本会の役員は、次の各号に示す責任を果たすものとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する
- 2 副会長は会長を補佐する
- 3 幹事長は会務の運営にあたる
- 4 幹事は幹事長の会務の運営を補佐する
- 5 会計は本会の会計を担当する
- 6 監査は本会の会計及び事業の監査を行う

第16条（役員を選出） 本会の役員は、次の各号により選出するものとする。

- 1 会長、副会長は名誉会長が任命する
- 2 幹事長、幹事、会計、監査は会長が任命する
- 3 副会長以下は他の役員職を兼任できる

第17条（役員任期） 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また任期途中で欠員が生じた場合は補充することができるものとし、その場合の任期は残任期間とする。

#### 第4章 機関

第18条（会議） 本会の会議について次のように定める。

- 1 本会の会議は、総会及び役員会とする
- 2 総会及び役員会は、会長が招集する
- 3 会議の決議は、出席者の過半数により決定する
- 4 本会則の改廃は、役員会出席者の過半数により決定する

第19条（総会の開催） 総会は年1回とする。ただし、会長及び役員会において、必要があると認めるときに開催することができるものとする。

第20条（役員会の開催） 役員会は年4回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時役員会を開催することができる。

#### 第5章 会計

第21条（経費） 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を以ってこれにあてる。

第22条（会計年度） 本会計は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第23条（会計監査） 会計監査は、役員会によって審査し、総会において決算報告する。

付則

第1条 本規約は、2016年6月1日より施行する。